

令和元年度第4回庄内町国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 令和2年3月25日(水)午後1時25分～午後2時35分
- 2 場 所 庄内町役場委員会室
- 3 出席委員 1番 樋渡 律子 2番 高橋 久美 3番 村上 三枝  
5番 飯渕 義晃 7番 菅原 昭治 8番 森田 哲夫  
9番 佐藤 彰
- 4 出席職員 税務町民課長 鶴巻 勇  
税務町民課課長補佐兼国保係長 永岡 忍  
保健福祉課主査兼健康推進係長 阿部 ふみ  
保健福祉課主査 日向 友美 税務町民課主任 長谷部 奈津
- 5 報告事項 (1) 令和元年度庄内町国民健康保険特別会計3月補正予算及び年度末基金調書について  
(2) 令和2年度庄内町国民健康保険特別会計予算について  
(3) 国民健康保険税条例の一部改正について  
(4) 国民健康保険保健事業について
- 6 諮問事項 諮問第8号 令和2年度の庄内町国民健康保険事業計画について
- 7 その他

開 会 税務町民課長から開会の挨拶(13:25)

会長より議事録署名委員について森田哲夫委員と樋渡律子委員を指名。

【意見・質問等】

■報告事項について

(事務局) 令和元年度庄内町国民健康保険特別会計3月補正予算及び年度末基金調書について説明。

(委員) 全員了承。

(事務局) 令和2年度庄内町国民健康保険特別会計予算について説明。国民健康保険税については4方式から3方式に改めるということで議決済であることを説明。

(委員) 全員了承。

(事務局) 国民健康保険税条例の一部改正について説明。前回の会議での答申を受けて税率改正を行った。医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付分から資産割をすべて0とした。医療給付費分と後期高齢者支援金等分については、所得割、均等割、平等割について税率を改正。賦課限度額については、医療給付費分が610,000円から630,000円、介護納付金分が160,000円から170,000円に変更なることを令和2年3月31日に専決で行う予定である。

軽減判定基準額についても令和2年3月31日に専決予定である。7割軽減については変更ないが、5割軽減は330,000円に280,000円を足して被保険者数をかける計算方法の280,000円が285,000円に変更する。2割軽減については、330,000

円に 510,000 円を足して被保険者数をかける計算方法の 510,000 円が 520,000 円に変更するため、同じ所得であれば、より軽減がかかるようになる改正である。

(委員) 全員了承。

(事務局) 国民健康保険保健事業について説明。

(委員) 糖尿病重症化予防については、国保新聞でも非常に大きく取り上げられている。透析にならないための対策を町でも重視してほしい。

■ 諮問事項について

(事務局) 令和 2 年度の庄内町国民健康保険事業計画について説明。国民健康保険税の適正賦課について賦課方式を 4 方式から 3 方式へ変更したこと、収納率向上への取り組みとして令和 2 年 4 月から現金払いにおいてコンビニ収納ができることを新たに記載。

(委員) 内容について全員了承し、町長へ答申を提出することを了承した。